

鳥取県告示第616号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から当該指定介護機関の事業を休止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成20年9月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	休止年月日
社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会	鳥取市富安二丁目104-2	社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会鳥取事業所	鳥取市富安二丁目96	平成20年7月1日
〃	〃	社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会鹿野事業所	鳥取市鹿野町今市651-1	〃
〃	〃	社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会青谷事業所	鳥取市青谷町善田31-1	〃
〃	〃	社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会佐治事業所	鳥取市佐治町加瀬木2171-2	〃
〃	〃	社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会河原事業所	鳥取市河原町渡一木277-1	〃

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	休止年月日
社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会	鳥取市富安二丁目104-2	社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会鳥取事業所	鳥取市富安二丁目96	平成20年7月1日
〃	〃	社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会鹿野事業所	鳥取市鹿野町今市651-1	〃
〃	〃	社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会青谷事業所	鳥取市青谷町善田31-1	〃
〃	〃	社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会佐治事業所	鳥取市佐治町加瀬木2171-2	〃
〃	〃	社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会河原事業所	鳥取市河原町渡一木277-1	〃

3 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	休止年月日
社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会	鳥取市富安二丁目104-2	鳥取市居宅介護支援事業所	鳥取市富安二丁目96	平成20年7月1日